

議案第 72 号

日南町病院事業会計の未処分利益剰余金の処分について

次のとおり、日南町病院事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

平成 28 年度日南町病院事業会計決算書の未処分利益剰余金 1,572,141,054 円のうち、800,000,000 円を日南町一般会計へ繰り出すものとする。

議案第 73 号

日南町地域医療総合確保基金条例の制定について

次のとおり、日南町地域医療総合確保基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町地域医療総合確保基金条例

日南町地域医療総合確保基金条例を次のように制定する。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、日南町病院事業の健全かつ円滑な運営を図り、もって日南町における地域医療の総合的な確保を図るため、日南町地域医療総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、日南町病院事業会計における剰余金の処分等による金額を財源として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 町長は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的の財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 74 号

日南町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日南町病院事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第 2 条 (略) 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科、 <u>リハビリテーション科</u> 3 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 4 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 <u>第 8 項</u> の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 5 万円以上である場合とする。	(経営の基本) 第 2 条 (略) 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科、外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科_____ 3 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 4 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 <u>第 4 項</u> の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 5 万円以上である場合とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

日南町職員定数条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員定数条例の一部を改正する条例

日南町職員定数条例（昭和 34 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 病院事業の職員 <u>80 人</u> 2 (略)	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 病院事業の職員 <u>70 人</u> 2 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（<u>以下「1 歳 6 か月到達日」という。</u>）<u>（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）</p> <p>第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 6 条の 4 第 1 号</u>に規定する養育里</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（<u>第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。</u>）<u>_____</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）</p> <p>第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）<u>第 6 条の 4 第 2 項</u>に規定する養育里</p>

親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2ヶ月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任

親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条          において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2ヶ月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

（新設）

期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

#### 第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7)・(8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

#### 第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7)及び(8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

<p><u>当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p>	<p>_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____</p> <p>_____</p> <p>_____その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 77 号

日南町行政手続条例の一部改正について

次のとおり、日南町行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町行政手続条例の一部を改正する条例

日南町行政手続条例（平成 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的等)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 3 条第 3 項において法第 2 章から第 6 章 までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的等)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項において同法第 2 章から第 5 章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続 に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒</p>

否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(7)・(8) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 公務員(

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

(7)・(8) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体(都道府県を除く。)若しくはその機関(都道府県の機関を除く。)に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

### 第3章 不利益処分

#### 第1節 通則

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各

否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(7)・(8) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 公務員(地方自治法附則第8条に規定する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

(7)・(8) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体(都道府県を除く。)若しくはその機関(都道府県の機関を除く。)に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

### 第3章 不利益処分

#### 第1節 通則

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各

号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞  
ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剝奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 名宛人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名宛人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名宛人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

エ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして町長が別に定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 町長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

## 第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべ

号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞  
ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

エ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして町長が別に定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 町長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

## 第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 町長等は、不利益処分の名あて人となるべ

き者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰)

#### 第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する者であった\_\_\_\_  
\_\_\_\_者

(5)・(6) (略)

(続行期日の指定)

#### 第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。  
(聴聞の再開)

第25条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み\_\_\_\_必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第27条 第13条第1項第1号ウに該当する不利益処分に係る聴聞において第15条第1項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名宛人である法人の役員、名宛人の業務に従事する者又は名宛人の会員である者(当該処分において解任し、又は除名すべきこととされている

き者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰)

#### 第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する者であつたことのある者

(5)・(6) (略)

(続行期日の指定)

#### 第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。  
(聴聞の再開)

第25条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第27条 第13条第1項第1号ウに該当する不利益処分に係る聴聞において第15条第1項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し、又は除名すべきこととされている

者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

- 2 前項の不利益処分のうち名宛人である法人の役員又は名宛人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名宛人が従わないことを理由として条例等の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、町長等は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

### 第3節 弁明の機会の付与

(弁明に機会の付与の通知の方式)

第29条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

### 第4章 行政指導

(行政指導の方式)

第34条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から第2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条

者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

- 2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として条例等の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、町長等は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

### 第3節 弁明の機会の付与

(弁明に機会の付与の通知の方式)

第29条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

### 第4章 行政指導

(行政指導の方式)

第34条 (略)

(新設)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

(新設)

例に規定する要件に適合しないと料するとき、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がなされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は町の機関は、第一項の規定

(新設)

による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。	
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

次のとおり、日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例

日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。）に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定による固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

（課税免除）

第 2 条 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進地域において、法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して 5 年以内に、法第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）第 2 条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から 3 年度分に限り、固定資産税を課さない。

（課税免除の届出等）

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した届出書を同月 31 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該固定資産の所在地、取得価格及び取得年月日
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項



2 町長は、前項の届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に係る措置)

第4条 前条第1項の期限内に正当な理由がなく届出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同項の届出をした者又は正当な理由がなく同条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は適用しない。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(昭和47年日南町条例第25号)若しくは日南町企業立地奨励条例(平成元年日南町条例第30条)の規定による固定資産税の課税免除又は総合保養地域整備法に基づく固定資産税の不均一課税に関する条例(平成4年日南町条例第3号)の規定による不均一課税を受けたもの又は受けることが予定されているものについては、適用しない。

(その他)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、第2条に掲げる固定資産に係る固定資産税については、日南町税条例(昭和45年日南町条例第30号)の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

2 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(昭和47年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、<u>日南町地域牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成29年日南町条例第 号)</u>の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(日南町企業立地奨励条例の一部改正)

3 日南町企業立地奨励条例(平成元年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 町長は、前条の事業を行う者に対し、別表の定めに基づき予算の範囲内において奨励措置を行うほか、敷地、資材、労務の斡旋又は用水、排水路、道路橋梁などの整備など必要な事項について協力するものとする。ただし、固定資産税については、工場等の新設又は増設に伴い過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(昭和47年日南町条</p>	<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 町長は、前条の事業を行う者に対し、別表の定めに基づき予算の範囲内において奨励措置を行うほか、敷地、資材、労務の斡旋又は用水、排水路、道路橋梁などの整備など必要な事項について協力するものとする。ただし、固定資産税については、工場等の新設又は増設に伴い過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(昭和47年日南町条</p>

<p>例第 25 号)、<u>総合保養地域整備法に基づく固定資産税の不均一課税に関する条例(平成 4 年日南町条例第 3 号)及び日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成 29 年日南町条例第 号)の適用を受けたものは除く。</u></p>	<p>例第 25 号)による課税免除</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を受けたものは除く。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

議案第 79 号

日南町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例の廃止について

日南町農用地整備事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成 6 年条例第 32 号）を廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

## 平成29年度日南町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度日南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ890,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,756,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月11日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び負担金		8,756	850	9,606
	1 分担金	2,925	850	3,775
13 国庫支出金		400,213	42,691	442,904
	1 国庫負担金	178,208	△3	178,205
	2 国庫補助金	221,192	42,694	263,886
14 県支出金		858,271	△75,053	783,218
	1 県負担金	90,472	195	90,667
	2 県補助金	637,410	△75,248	562,162
18 繰越金		68,564	86,628	155,192
	1 繰越金	68,564	86,628	155,192
19 諸収入		263,657	802,046	1,065,703
	4 貸付金元利収入	207,924	2,046	209,970
	7 雑入	51,376	800,000	851,376
20 町債		1,482,451	32,900	1,515,351
	1 町債	1,482,451	32,900	1,515,351
歳入	合計	6,866,254	890,062	7,756,316

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		102,795	△5,591	97,204
	1 議会費	102,795	△5,591	97,204
2 総務費		815,889	11,849	827,738
	1 総務管理費	740,676	11,849	752,525
3 民生費		1,194,049	27,633	1,221,682
	1 社会福祉費	828,116	11,400	839,516
	2 児童福祉費	276,508	316	276,824
	3 生活保護費	89,425	15,917	105,342
4 衛生費		1,060,734	800,088	1,860,822
	1 保健衛生費	354,449	88	354,537
	4 病院費	325,707	800,000	1,125,707
6 農林水産業費		1,250,067	△93,939	1,156,128
	1 農業費	920,271	△89,939	830,332
	2 林業費	329,796	△4,000	325,796
7 商工費		42,744	2,046	44,790
	1 商工費	42,744	2,046	44,790
8 土木費		490,712	29,071	519,783
	2 道路橋梁費	457,642	28,136	485,778
	5 住宅費	7,945	935	8,880
10 教育費		1,082,330	105	1,082,435
	5 社会教育費	135,785	105	135,890
11 災害復旧費		19,000	118,800	137,800
	1 農林水産施設災害復旧費	9,500	46,000	55,500
	2 公共土木施設災害復旧費	9,500	72,800	82,300

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出 合 計	6,866,254	890,062	7,756,316

## 第2表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 債	32,800	証 書 借 入 又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
合 計	32,800			

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	447,600	証 書 借 入 又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。 ただし書当初に同じ	447,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎地域自立促進特別事業	170,700	同上	同上	同上	170,900	同上	同上	同上





平成29年度日南町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び負担金	8,756	850	9,606
13 国庫支出金	400,213	42,691	442,904
14 県支出金	858,271	△75,053	783,218
18 繰越金	68,564	86,628	155,192
19 諸収入	263,657	802,046	1,065,703
20 町債	1,482,451	32,900	1,515,351
歳入合計	6,866,254	890,062	7,756,316

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	102,795	△5,591	97,204				△5,591
2 総務費	815,889	11,849	827,738	2,037	200		9,612
3 民生費	1,194,049	27,633	1,221,682	1,054			26,579
4 衛生費	1,060,734	800,088	1,860,822			800,000	88
6 農林水産業費	1,250,067	△93,939	1,156,128	△98,688		△400	5,149
7 商工費	42,744	2,046	44,790			2,046	
8 土木費	490,712	29,071	519,783	△4,443	△100		33,614
10 教育費	1,082,330	105	1,082,435				105
11 災害復旧費	19,000	118,800	137,800	67,678	32,800	1,250	17,072
歳 出 合 計	6,866,254	890,062	7,756,316	△32,362	32,900	802,896	86,628

## 2 歳入

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 農林水産業費分担金	2,625	△400	2,225	2 林業費分担金	△400	県単治山事業費分担金 △400
11 災害復旧費分担金	0	1,250	1,250	1 農林水産施設災害復旧費分担金	1,250	耕地災害等復旧費分担金 1,250
計	2,925	850	3,775			

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

3 民生費国庫負担金	178,062	△3	178,059	1 社会福祉費負担金	△3	保険基盤安定負担金 △3
計	178,208	△3	178,205			

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 総務費国庫補助金	3,006	2,037	5,043	1 総務管理費補助金	2,037	個人番号制度システム補助金 2,037
3 民生費国庫補助金	30,448	800	31,248	1 社会福祉費補助金	800	地域生活支援事業国庫補助金 800
8 土木費国庫補助金	140,833	△4,443	136,390	2 道路橋梁費補助金	△4,443	道路改良事業費補助金 △4,443
11 災害復旧費国庫補助金	0	44,300	44,300	2 公共土木施設災害復旧費補助金	44,300	公共土木施設災害復旧費補助金 44,300
計	221,192	42,694	263,886			

(款) 14 県支出金

(項) 1 県負担金

3 民生費県負担金	90,399	195	90,594	1 社会福祉費負担金	△524	保険基盤安定負担金 △524
				3 老人福祉費負担金	719	後期高齢者基盤安定負担金 719
計	90,472	195	90,667			

## (款) 14 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費県補助金	45,756	62	45,818	1 社会福祉費補助金	62	地域生活支援事業県補助金 62
6 農林水産業費県補助金	530,626	△98,688	431,938	1 農業費補助金	△97,500	国土調査事業費補助金 △97,500
				2 林業費補助金	△1,188	有害鳥獣対策事業費補助金 412 県単治山事業費補助金 △1,600
11 災害復旧費県補助金	0	23,378	23,378	1 農林水産施設災害復旧費補助金	23,378	耕地災害等復旧費補助金 8,750 林道災害復旧事業費補助金 14,628
計	637,410	△75,248	562,162			

## (款) 18 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	68,564	86,628	155,192	1 繰越金	86,628	前年度繰越金 86,628
計	68,564	86,628	155,192			

## (款) 19 諸収入

## (項) 4 貸付金元利収入

15 農山漁村振興交付金事業資金貸付金元利収入	0	2,046	2,046	1 農山漁村振興交付金事業資金貸付金元利収入	2,046	農山漁村振興交付金事業資金貸付金元利収入 2,046
計	207,924	2,046	209,970			

## (款) 19 諸収入

## (項) 7 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	49,876	800,000	849,876	90 雑入	800,000	雑入 800,000
計	51,376	800,000	851,376			

## (款) 20 町債

## (項) 1 町債

11 災害復旧債	0	32,800	32,800	1 公共土木施設災害復旧債	32,800	補助災害復旧事業債(現年分) 32,800
12 過疎債	618,300	100	618,400	1 過疎債	100	過疎対策事業債(町道改良事業) △100 過疎地域自立促進特別事業債 200
計	1,482,451	32,900	1,515,351			

### 3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	102,795	△5,591	97,204				△5,591	12 役務費	65	議会活動	△5,591
								13 委託料	368		
								15 工事請負費	△6,024		
計	102,795	△5,591	97,204				△5,591				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	267,003	507	267,510		200		307	19 負担金補助及び交付金	507	一般管理事務	507
5 財産管理費	86,168	5,000	91,168				5,000	11 需用費	5,000	町有財産整備管理事務	5,000
7 企画費	49,046	0	49,046					11 需用費	300	中心地域整備事業	
								13 委託料	△300		
8 電子計算費	48,553	6,234	54,787	2,037			4,197	11 需用費	111	電算管理運営事務	6,234
								13 委託料	3,403		
								14 使用料及び賃借料	17		
								18 備品購入費	2,703		
10 諸費	265,745	108	265,853				108	13 委託料	108	タウンズネット管理運営事務	108
計	740,676	11,849	752,525	2,037	200		9,612				



## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 指定統計費	414	0	414					1 報酬	△3	指定統計調査事務
								8 報償費	20	
								11 需用費	3	
								14 使用料及び賃借料	△20	
計	414	0	414							

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	366,057	9,787	375,844	335			9,452	12 役務費	51	国民健康保険事業	△700
								13 委託料	1,350	障害者サポート事業	1,350
								20 扶助費	250	障害者自立支援制度運営事業	8,021
								23 償還金利子及び割引料	8,836	地域生活支援事業	250
								28 繰出金	△700	生活困窮者自立支援事業	417
3 老人福祉費	410,395	1,169	411,564	719			450	23 償還金利子及び割引料	211	臨時福祉給付金・子育て給付金事業	449
								28 繰出金	958	高齢者いきがい促進事業	211
										後期高齢者医療に係る事務	958
4 老人福祉施設費	6,112	444	6,556				444	11 需用費	324	高齢者生活福祉センター管理運営事務	444
								13 委託料	120		
計	828,116	11,400	839,516	1,054			10,346				

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	100,230	316	100,546				316	23 償還金利子及び割引料	316	母子父子福祉事務 地域子育て支援事業	188 128
計	276,508	316	276,824				316				

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	21,202	15,917	37,119				15,917	23 償還金利子及び割引料	15,917	生活保護総務費	15,917
計	89,425	15,917	105,342				15,917				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

3 健康対策費	19,356	88	19,444				88	23 償還金利子及び割引料	88	母子健診相談指導事業	88
計	354,449	88	354,537				88				

## (款) 4 衛生費

## (項) 4 病院費

1 病院費	325,707	800,000	1,125,707			800,000		25 積立金	800,000	病院運営事業	800,000
計	325,707	800,000	1,125,707			800,000					

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3 農業振興費	476,193	1,005	477,198	412			593	8 報償費	825	鳥獣被害対策事業	1,005
								19 負担金補助及び交付金	180		
5 農地費	274,868	△91,500	183,368	△97,500			6,000	13 委託料	△97,500	農道等維持管理事業	6,000
								15 工事請負費	6,000	国土調査事業	△97,500
6 山村振興費	29,705	556	30,261				556	11 需用費	536	山村振興一般対策事務	556
								12 役務費	20		
計	920,271	△89,939	830,332	△97,088			7,149				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

3 林道費	119,680	△4,000	115,680	△1,600		△400	△2,000	13 委託料	△4,000	治山事業	△4,000
計	329,796	△4,000	325,796	△1,600		△400	△2,000				

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

2 観光費	24,686	2,046	26,732			2,046		21 貸付金	2,046	観光振興対策事業	2,046
計	42,744	2,046	44,790			2,046					

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 道路維持費	314,225	25,836	340,061	△4,443	△2,400		32,679	11 需用費	2,500	道路維持管理事業	25,836
								15 工事請負費	30,000		
								18 備品購入費	△6,664		
4 橋梁維持費	44,469	2,300	46,769		2,300			13 委託料	2,300	橋梁維持管理事業	2,300
計	457,642	28,136	485,778	△4,443	△100		32,679				

## (款) 8 土木費

## (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	7,945	935	8,880				935	11 需用費	635	住宅管理事務	935
								12 役務費	300		
計	7,945	935	8,880				935				

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	14,890	105	14,995				105	19 負担金補助及び交付金	105	青少年健全育成事業	105
計	135,785	105	135,890				105				

## (款) 11 災害復旧費

## (項) 1 農林水産施設災害復旧費

1 耕地災害復旧費	4,300	15,000	19,300	8,750		1,250	5,000	15 工事請負費	15,000	耕地災害復旧事業	15,000
2 林業災害復旧費	5,200	31,000	36,200	14,628	10,600		5,772	13 委託料	4,500	林道災害復旧事業	31,000
								15 工事請負費	26,500		
計	9,500	46,000	55,500	23,378	10,600	1,250	10,772				

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 公共土木施設災害復旧費	9,500	72,800	82,300	44,300	22,200		6,300	13 委託料	5,000	公共土木施設災害復旧事業 72,800
								15 工事請負費	66,500	
								17 公有財産購入費	200	
								22 補償補填及び賠償金	1,100	
計	9,500	72,800	82,300	44,300	22,200		6,300			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込に関する調書（補正）

（一般会計）

（単位 千円）

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,936,684	6,222,055	[100] 1,482,451	569,652	[100] 7,134,854
① 土 木	155,620	123,484	0	32,686	90,798
② 衛 生	41,856	36,082	0	5,797	30,285
③ 農 林 水 産	104,925	45,190	0	21,224	23,966
④ 公 有 林	23,231	18,619	0	4,688	13,931
⑤ 防 災	92,988	86,621	729,700	6,376	809,945
⑥ 学 校	59,579	48,716	0	8,666	40,050
⑦ 過 疎	3,685,994	3,954,461	[△100] 447,600	286,612	[△100] 4,115,449
⑧ 過疎地域自立促進	393,319	545,157	[200] 170,700	23,628	[200] 692,229
⑨ 臨時財政特例債	4,871	2,489	0	2,489	0
⑩ 地域総合整備事業債	6,250	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,362,451	1,358,436	134,451	174,686	1,318,201
⑫ 総 務	5,600	2,800	0	2,800	0

(一般会計)

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額、補正額	当該年度中元金償還見込額	
2. 災害復旧債	95,313	78,600	[32,800] 0	18,346	[32,800] 60,254
① 土 木	95,313	78,600	[32,800] 0	18,346	[32,800] 60,254
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			32,900		32,900
補 正 前 の 額			1,482,451	587,998	7,195,108
合 計	6,031,997	6,300,655	1,515,351	587,998	7,228,008

議案第81号

## 平成29年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ787,051千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡



## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		106,143	700	106,843
	1 国民健康保険税	106,143	700	106,843
3 国庫支出金		152,447	4,793	157,240
	1 国庫負担金	99,632	966	100,598
	2 国庫補助金	52,815	3,827	56,642
4 県支出金		32,599	△859	31,740
	1 県負担金	5,599	△1,370	4,229
	2 県補助金	27,000	511	27,511
8 繰入金		101,402	△561	100,841
	1 他会計繰入金	44,259	△700	43,559
	2 基金繰入金	57,143	139	57,282
9 繰越金		0	749	749
	1 繰越金	0	749	749
11 前期高齢者交付金		209,880	△3,174	206,706
	1 前期高齢者交付金	209,880	△3,174	206,706
歳入合計		785,403	1,648	787,051

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		490,648	7,300	497,948
	2 高額療養費	61,450	7,300	68,750
4 共同事業拠出金		165,427	△9,564	155,863
	1 共同事業拠出金	165,427	△9,564	155,863
7 諸支出金		749	3,912	4,661
	1 償還金及び還付加算金	456	1,212	1,668
	2 繰出金	0	2,700	2,700
歳 出	合 計	785,403	1,648	787,051



**平成29年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	106,143	700	106,843
3 国庫支出金	152,447	4,793	157,240
4 県支出金	32,599	△859	31,740
8 繰入金	101,402	△561	100,841
9 繰越金	0	749	749
11 前期高齢者交付金	209,880	△3,174	206,706
歳入合計	785,403	1,648	787,051

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	25,410	0	25,410	324		△324	
2 保険給付費	490,648	7,300	497,948	3,650		4,015	△365
4 共同事業拠出金	165,427	△9,564	155,863	△2,740		△6,824	
7 諸支出金	749	3,912	4,661	2,700		1,212	
9 介護納付金	24,815	0	24,815			142	△142
10 後期高齢者支援金等	62,172	0	62,172			193	△193
歳出合計	785,403	1,648	787,051	3,934		△1,586	△700

## 2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者国民健康保険税	101,143	700	101,843	1 医療給付費分(現年課税分)	365	医療給付費分(現年課税分) 365
				3 介護納付金分(現年課税分)	142	介護納付金分(現年課税分) 142
				5 後期高齢者支援金分(現年課税分)	193	後期高齢者支援金分(現年課税分) 193
計	106,143	700	106,843			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

2 療養給付費等負担金	94,033	2,336	96,369	1 現年度分	2,336	療養給付費等国庫負担金 2,336
3 高額医療費共同事業負担金	5,109	△1,370	3,739	1 現年度分	△1,370	高額医療費共同事業負担金 △1,370
計	99,632	966	100,598			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 財政調整交付金	46,431	3,503	49,934	1 調整交付金	3,503	普通分 803 特別調整交付金 2,700
7 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	6,384	324	6,708	1 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	324	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金(市町村事業) 324
計	52,815	3,827	56,642			

## (款) 4 県支出金

## (項) 1 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 高額医療費共同事業負担金	5,109	△1,370	3,739	1 現年度分	△1,370	高額医療費共同事業負担金 △1,370
計	5,599	△1,370	4,229			

## (款) 4 県支出金

## (項) 2 県補助金

1 財政調整交付金	27,000	511	27,511	1 調整交付金	511	普通調整交付金 511
計	27,000	511	27,511			

## (款) 8 繰入金

## (項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	44,259	△700	43,559	2 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△696	保険基盤安定繰入金 △696
				3 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△4	保険基盤安定繰入金(保険者支援分) △4
計	44,259	△700	43,559			

## (款) 8 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金繰入金	57,143	139	57,282	1 国保財政調整基金繰入金	139	国保財政調整基金繰入金 139
計	57,143	139	57,282			



## (款) 9 繰越金

## (項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 その他繰越金	0	749	749	1 その他繰越金	749	前年度繰越金 749
計	0	749	749			

## (款) 11 前期高齢者交付金

## (項) 1 前期高齢者交付金

1 前期高齢者交付金	209,880	△3,174	206,706	1 現年度分	△3,174	前期高齢者交付金 △3,174
計	209,880	△3,174	206,706			

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	23,511	0	23,511	324		△324			国保事業一般管理事務	
計	23,511	0	23,511	324		△324				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	390,000	0	390,000			365	△365			保険給付事業
計	427,568	0	427,568			365	△365			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	56,000	7,300	63,300	3,650		3,650		19 負担金補助及び交付金	7,300	保険給付事業	7,300
計	61,450	7,300	68,750	3,650		3,650					

(款) 4 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

1 高額医療費拠出金	20,438	△5,479	14,959	△2,740		△2,739		19 負担金補助及び交付金	△5,479	高額医療費共同事業	△5,479
2 保険財政共同安定化事業拠出金	144,988	△4,085	140,903			△4,085		19 負担金補助及び交付金	△4,085	保険財政共同安定化事業拠出金	△4,085
計	165,427	△9,564	155,863	△2,740		△6,824					

## (款) 7 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3 国庫負担金 還付金	0	1,212	1,212			1,212		23 償還金利子及 び割引料	1,212	国庫補助金還付金管理	1,212
計	456	1,212	1,668			1,212					

## (款) 7 諸支出金

## (項) 2 繰出金

1 病院事業会 計繰出金	0	2,700	2,700	2,700				28 繰出金	2,700	病院運営整備事業	2,700
計	0	2,700	2,700	2,700							

## (款) 9 介護納付金

## (項) 1 介護納付金

1 介護納付金	24,815	0	24,815			142	△142			介護納付金	
計	24,815	0	24,815			142	△142				

## (款) 10 後期高齢者支援金等

## (項) 1 後期高齢者支援金等

1 後期高齢者 支援金	62,166	0	62,166			193	△193			後期高齢者支援金	
計	62,172	0	62,172			193	△193				

議案第82号

## 平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度日南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月11日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		38,555	958	39,513
	1 一般会計繰入金	38,555	958	39,513
歳入	合計	94,558	958	95,516

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		90,318	958	91,276
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	90,318	958	91,276
歳 出	合 計	94,558	958	95,516



平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	38,555	958	39,513
歳入合計	94,558	958	95,516

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付 金	90,318	958	91,276				958
歳 出 合 計	94,558	958	95,516				958

## 2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 保険基盤安定繰入金	30,600	958	31,558	1 保険基盤安定繰入金	958	保険基盤安定繰入金 958
計	38,555	958	39,513			

### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	90,318	958	91,276				958	19 負担金補助及 び交付金	958	後期高齢者医療広域連合納付金 958
計	90,318	958	91,276				958			

平成29年度 日南町病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度日南町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(補 正 予 算 額)	( 計 )
	(既 予 算 額)		
第1款 病院事業収益	1,106,796 千円	2,878 千円	1,109,674 千円
第2項 医業外収益	264,712 千円	88 千円	264,800 千円
第3項 介護サービス収益	129,496 千円	2,790 千円	132,286 千円
支 出			
	(既 予 算 額)	(補 正 予 算 額)	( 計 )
第1款 病院事業費用	1,106,796 千円	2,878 千円	1,109,674 千円
第1項 医業費用	1,090,293 千円	3,247 千円	1,093,540 千円
第2項 医業外費用	16,203 千円	△ 369 千円	15,834 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 943,984千円は、過年度分損益勘定留保資金143,984千円及び繰越利益剰余金800,000千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入	(補 正 予 算 額)	( 計 )
	(既 予 算 額)		
第1款 資本的収入	16,000 千円	△ 300 千円	15,700 千円
第2項 補助金	5,000 千円	2,700 千円	7,700 千円
第3項 企業債	11,000 千円	△ 3,000 千円	8,000 千円

	支 出		
	(既 予 算 額)	(補 正 予 算 額)	( 計 )
第1款 資 本 的 支 出	159,227 千円	800,457 千円	959,684 千円
第1項 建 設 改 良 費	34,711 千円	300 千円	35,011 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	117,716 千円	157 千円	117,873 千円
第3項 他 会 計 繰 出 金	0 千円	800,000 千円	800,000 千円

(企業債の補正)

第7条 企業債の変更は、「別表 企業債補正」による。

平成29年12月11日 提 出

鳥取県日南町長 増原 聡

別表 企業債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
器械備品整備債	5,500	証書借入又は証券発行	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融資条件による。ただし、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えることが出来る。	4,000	証書借入又は証券発行	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎対策事業債	5,500	同 上	同 上	同 上	4,000	同 上	同 上	同 上





## 予算に関する説明書

( 1 ) 平成29年度 日南町病院事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

( 2 ) 平成29年度 日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・ (4)

### 参 考 資 料

①平成29年度 日南町病院事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (5)

## 1 (病院事業会計)

平成29年度 日南町病院事業会計予算実施計画  
 < 収益的支出 >  
 収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業収益			1,106,796	2,878	1,109,674
	1. 医業収益		712,575	0	712,575
		1. 入院収益	387,794		387,794
		2. 外来収益	209,668		209,668
		3. その他医業収益	115,113		115,113
	2. 医業外収益		264,712	88	264,800
		1. 受取利息配当金	2,345		2,345
		2. 補助金	7,059	88	7,147
		3. 他会計負担金	233,457		233,457
		4. 長期前受金戻入	12,757		12,757
		4. その他医業外収益	9,094		9,094
	3. 介護サービス収益		129,496	2,790	132,286
		1. 介護給付費収益	109,170	2,790	111,960
		2. 予防給付費収益	4,414		4,414
		3. その他サービス費収益	15,912		15,912
	4. 介護サービス外収益		13	0	13
		1. 使用料及び手数料	2	0	2
		2. その他サービス外収益	11	0	11

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業費用			1,106,716	2,878	1,109,594
	1. 医業費用		1,090,293	3,247	1,093,540
		1. 給与費	728,029		728,029
		2. 材料費	91,780		91,780
		3. 経費	168,010	3,247	171,257
		4. 減価償却費	95,838		95,838
		5. 資産減耗費	1,500		1,500
		6. 研究研修費	5,136		5,136
	2. 医業外費用		16,123	△ 369	15,754
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	9,034	△ 369	8,665
		2. 繰延勘定償却	0		0
		3. 長期前払消費税償却	4,849		4,849
		4. 雑損失	1,120		1,120
		5. 消費税	1,120		1,120
	3. 特別損失		0	0	0
		1. 過年度損益修正損	0		0
	4. 予備費		300	0	300
		1. 予備費	300	0	300

## 3(病院事業会計)

平成29年度 日南町病院事業会計予算実施計画  
 < 資本的支出 >  
 収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的収入			16,000	△ 300	15,700
	2. 補助金		5,000	2,700	7,700
		1. 国県補助金	5,000	2,700	7,700
	3. 企業債		11,000	△ 3,000	8,000
		1. 企業債	11,000	△ 3,000	8,000

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			159,227	800,457	959,684
	1. 建設改良費		34,711	300	35,011
		1. 病院施設改良事業費	5,700	300	6,000
		2. 有形固定資産購入費	29,011	0	29,011
	2. 企業債償還金		117,716	157	117,873
		1. 企業債償還金	117,716	157	117,873
	3. 貸付金		6,800	0	6,800
		1. 長期貸付金	6,800	0	6,800
	4. 他会計繰出金		0	800,000	800,000
		1. 一般会計繰出金	0	800,000	800,000

平成29年度日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△ 34,711	△ 300	△ 35,011
3 固定資産取得又は改良のための補助金収入	5,000	2,700	7,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 36,511	2,400	△ 34,111
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
3 企業債の発行	11,000	△ 3,000	8,000
4 企業債の償還	△ 117,716	△ 157	△ 117,873
5 他会計繰出金	0	△ 800,000	△ 800,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 106,716	△ 803,157	△ 909,873
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 40,751	△ 800,757	△ 841,508
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,140,764	△ 800,757	1,340,007

## 5(病院事業会計)

(参考資料①)

平成29年度 日南町病院事業会計予算の見積書  
 <収益的支出>  
 収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業収益	1,106,796	2,878	1,109,674			
※医業(介護含)収益	842,071	2,790	844,861			
1. 医業収益	712,575	0	712,575			
1. 入院収益	387,794	0	387,794			
2. 外来収益	209,668	0	209,668			
3. その他医業収益	115,113	0	115,113			
2. 医業外収益	264,712	88	264,800			
1. 受取利息配当金	2,345	0	2,345			
2. 補助金	7,059	88	7,147			
				県補助金	88	療養環境整備補助金
3. 介護サービス収益	129,496	2,790	132,286			
1. 介護給付費収益	109,170	2,790	111,960			
				施設介護サービス費収益	2,790	実績増

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業費用	1,116,569	2,878	1,119,447			
1. 医業費用	1,089,926	3,247	1,093,173			
1. 給与費	728,029	0	728,029			
2. 材料費	91,780	0	91,780			
3. 経費	168,010	3,247	171,257			
				消耗備品費	436	マットセンサー等購入
				光熱水費	607	灯油代値上り
				修繕費	929	冷温水器ポンプ
				その他委託料	1,275	放射線装置新規
2. 医業外費用	16,203	△ 369	15,834			
1. 支払利息及び企業債取扱諸費	9,034	△ 369	8,665			
				企業債利息	△ 369	利率見直しによる
				一時借入金利息	0	

## 7 (病院事業会計)

平成29年度 日南町病院事業会計予算の見積書  
 <資本的支出>  
 収入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的収入	16,000	△ 300	15,700			
1. 出資金	0	0	0			
2. 補助金	5,000	2,700	7,700			
1. 国県補助金	5,000	2,700	7,700			
				国補助金	0	
				県補助金	2,700	国保調整交付金 (直診施設分)
3. 企業債	11,000	△ 3,000	8,000			
1. 企業債	11,000	△ 3,000	8,000			
				器械備品整備債	△ 3,000	器械及び備品購入費財 源



支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的支出	159,227	800,457	959,684			
1. 建設改良費	34,711	300	35,011			
1. 病院施設改良事業費	5,700	300	6,000			
				工事請負費	0	
				委託料	300	屋上防水工事監理委託
2. 有形固定資産購入費	29,011	0	29,011			
2. 企業債償還金	117,716	157	117,873			
1. 企業債償還金	117,716	157	117,873			
				企業債元金償還金	157	
3. 貸付金	6,800	0	6,800			
4. 他会計繰出金	0	800,000	800,000			
1. 一般会計繰出金	0	800,000	800,000			
					800,000	基金創設のため一般会計へ繰出し

# 平成29年12月 日南町議会定例会

## 補正予算説明附属資料

一	一般会計	・・・	1
	議会事務局	・・・	2
	総務課	・・・	2
	企画課	・・・	3
	住民課	・・・	4
	福祉保健課	・・・	5
	農林課	・・・	11
	建設課	・・・	12
	教育課	・・・	17
	国保特会	・・・	18
	後期高齢特会	・・・	20
	日南病院会計	・・・	21

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

01 款 議会費

01 項 議会費

01 目 議会費

議会事務局

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考									
			国県支出金	地方債	その他	一般財源										
1195 議会活動	補正前の額	102,795	0	0	0	102,795										
	補正額	△ 5,591	0	0	0	△ 5,591										
	補正後の額	97,204	0	0	0	97,204										
<p>○ 事業説明 議会会議システムクラウドサービスの導入(平成30年2月導入) 議場放送システム改修工事に係る減額補正(入札残額)</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;">役務費</td> <td style="width:40%;">議会会議システム利用料(2ヶ月)</td> <td style="width:30%; text-align:right;">65千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>議会会議システム初期導入経費</td> <td style="text-align:right;">368千円</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>議場放送システム改修工事入札残額分</td> <td style="text-align:right;">△ 6,024千円</td> </tr> </table>								役務費	議会会議システム利用料(2ヶ月)	65千円	委託料	議会会議システム初期導入経費	368千円	工事請負費	議場放送システム改修工事入札残額分	△ 6,024千円
役務費	議会会議システム利用料(2ヶ月)	65千円														
委託料	議会会議システム初期導入経費	368千円														
工事請負費	議場放送システム改修工事入札残額分	△ 6,024千円														

02 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源							
1001 一般管理事務	補正前の額	264,997	0	500	682	263,815							
	補正額	507	0	200	0	307							
	補正後の額	265,504	0	700	682	264,122							
<p>○ 事業説明 平成29年10月から西部町村会職員が1名増になったことにより負担金が増額となるため。 LED防犯外灯設置補助事業の設置要望が多く補正し夜間の安全確保のため実施する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;">負担金補助及び交付金</td> <td style="width:40%;">負担金(諸会費)</td> <td style="width:30%; text-align:right;">307千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LED防犯外灯設置補助 20,000円×10箇所</td> <td style="text-align:right;">200千円</td> </tr> </table> <p>○ 財源 過疎債(ソフト分) <span style="float:right">200千円</span></p>								負担金補助及び交付金	負担金(諸会費)	307千円		LED防犯外灯設置補助 20,000円×10箇所	200千円
負担金補助及び交付金	負担金(諸会費)	307千円											
	LED防犯外灯設置補助 20,000円×10箇所	200千円											

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

総務課

05 目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1007 町有財産整備管理事務	補正前の額	30,801	0	4,000	1,632	25,169	
	補正額	5,000	0	0	0	5,000	
	補正後の額	35,801	0	4,000	1,632	30,169	
<p>○ 事業説明</p> <p>町有財産の老朽化が進み、春から緊急修繕が多数発生している。そのため当初予算全課施設緊急対応分5,000千円の執行が進み、今後、厳寒降雪時期にむかい更に修繕の恐れがあるため増額補正し対応する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>需用費(建物修繕料) <span style="float:right">5,000 千円</span></p>							

02 款 総務費

01 項 総務管理費

企画課

08 目 電子計算費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1019 電算管理運営事務	補正前の額	48,553	1,757	0	0	46,796	
	補正額	6,234	2,037	0	0	4,197	
	補正後の額	54,787	3,794	0	0	50,993	
<p>○ 事業説明</p> <p>・議会タブレットの更新に関して、端末機及び保護具の購入を行う。          ・社会保障・税番号制度において、子育てワンストップサービス等に関するマイナンバーを活用した電子申請への対応が国から求められており、鳥取県自治体ICT共同化推進協議会において構築された汎用電子申請システムにて対応を行う。共同利用により安価に運用でき、周辺町村と同時に導入することで初期費用の圧縮も見込めるため、本システムにて導入を行う。          ・社会保障・税番号制度において、年金機構との情報連携のため総合行政システムの改修を行う。</p> <p>執行経費</p> <p>需用費(議会タブレット更新に係る保護具購入 20個) <span style="float:right">111 千円</span>          委託料(平成29年度社会保障・税番号制度システム整備(年金機構情報連携改修)等) <span style="float:right">3,403 千円</span>          使用料(鳥取県・市町村共同利用型電子申請システム利用料) <span style="float:right">17 千円</span>          備品購入費(議会タブレット更新に係る端末購入 20台) <span style="float:right">2,703 千円</span></p> <p>○ 財源</p> <p>国庫支出金(個人番号制度システム補助金) <span style="float:right">2,037 千円</span></p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

07 款 商工費

01 項 商工費

02 目 観光費

企 画 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1193 観光振興対策事業	補正前の額	22,103	0	7,000	221	14,882	
	補正額	2,046	0	0	2,046	0	
	補正後の額	24,149	0	7,000	2,267	14,882	
<p>○ 事業説明</p> <p>国の農山漁村振興交付金事業（農泊推進対策）に、日南町観光協会の申請した事業計画が承認されたことを受け、交付金の交付までの活動費の貸付を行う。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>貸付金（運営資金） 2,046 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>農山漁村振興交付金事業資金貸付金元利収入 2,046 千円</p>							

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

01 目 社会福祉総務費

住 民 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1061 国民健康保険事業	補正前の額	44,259	22,200	0	0	22,059	
	補正額	△ 700	△ 527	0	0	△ 173	
	補正後の額	43,559	21,673	0	0	21,886	
<p>○ 事業説明</p> <p>国保基盤安定負担金の申請額に基づく繰出金の減額</p> <p>○ 執行経費</p> <p>特別会計繰出金 2,046 千円</p> <p>国保基盤安定繰出金</p> <p>保険税軽減分 △ 696 千円</p> <p>保険者支援分 △ 4 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>基盤安定負担金（国） △ 3 千円</p> <p>基盤安定負担金（県） △ 524 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

住 民 課

03 目 老人福祉費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1481 後期高齢者医療に係る事務	補正前の額	138,445	22,950	0	0	115,495	
	補 正 額	958	719	0	0	239	
	補正後の額	139,403	23,669	0	0	115,734	
<p>○ 事業説明 保険基盤安定事業に係る、市町村軽減額の確定による増額</p> <p>○ 執行経費 特別会計繰出金 958 千円 保険基盤安定事業県分 3/4 719 千円 保険基盤安定事業町分 1/4 239 千円</p> <p>○ 財 源 後期高齢者基盤安定負担金 719 千円</p>							

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1274 障害者サポート事業	補正前の額	2,822	576	0	0	2,246	
	補 正 額	1,350	675	0	0	675	
	補正後の額	4,172	1,251	0	0	2,921	
<p>○ 事業説明 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴うシステム改修委託料 (1) 平成30年4月施行の制度改正等に伴う改修 ・ 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設 ・ 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設 ・ 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス ・ 重度訪問介護の訪問先の拡大 ・ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ・ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ・ 補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加) ・ 自治体による審査事務の効率化 ・ 障害福祉サービス等の情報公開制度の創設 ・ 共生型サービスの創設 (2) 平成30年度に予定される報酬改定に伴う改修</p> <p>○ 執行経費 委託料 1,350 千円</p> <p>○ 財源 地域生活支援事業国庫補助金 (補助率1/2) 675 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1356 障害者自立支援制度 運営事業	補正前の額	165,172	123,431	0	0	41,741	
	補正額	8,021	0	0	0	8,021	
	補正後の額	173,193	123,431	0	0	49,762	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師意見書料の実績増による増額</li> <li>・ 自立支援給付利用増による手数料の増額</li> <li>・ 平成28年度事業費確定に係る国・県支出金の返還</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <p>  役務費 <span style="float:right">51 千円</span></p> <p>  医師意見書料 <span style="float:right">20,000 円</span></p> <p>  障がい者自立支援給付支払事務手数料 <span style="float:right">31,000 円</span></p> <p>  償還金利子及び割引料 <span style="float:right">7,970 千円</span></p> <p>  【国】障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 <span style="float:right">3,853,138 円</span></p> <p>  【国】障害者医療費国庫負担金返還金 <span style="float:right">2,189,026 円</span></p> <p>  【県】障害者自立支援給付費県負担金返還金 <span style="float:right">1,926,570 円</span></p>							

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1457 地域生活支援事業	補正前の額	4,943	3,708	0	0	1,235	
	補正額	250	187	0	0	63	
	補正後の額	5,193	3,895	0	0	1,298	
<p>○ 事業説明</p> <p>  日中一時支援事業の利用増による増額</p> <p>○ 執行経費</p> <p>  扶助費 <span style="float:right">250 千円</span></p> <p>  日中一時支援事業</p> <p>○ 財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援事業国庫補助金 (補助率1/2) <span style="float:right">125 千円</span></li> <li>・ 地域生活支援事業県補助金 (補助率1/4) <span style="float:right">62 千円</span></li> </ul>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1540 生活困窮者自立支援事業	補正前の額	4,744	789	0	0	3,955	
	補正額	417	0	0	0	417	
	補正後の額	5,161	789	0	0	4,372	
<p>○ 事業説明 平成28年度生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金実績に伴う返還</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 416,537 円 417 千円</p>							

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1541 臨時福祉給付金・子育て給付金事業	補正前の額	23,855	23,855	0	0	0	
	補正額	449	0	0	0	449	
	補正後の額	24,304	23,855	0	0	449	
<p>○ 事業説明 平成28年度臨時福祉給付金給付事業費補助金の交付額確定に伴う返還 同事務費返還</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 449 千円 ・ 臨時福祉給付金 33,000 円 ・ 高齢者向け給付金 276,000 円 ・ 事務費補助金 140,000 円</p>							



平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

03 目 老人福祉費

福祉保健課  
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1279 高齢者いきがい促進事業	補正前の額	2,107	1,324	0	0	783	
	補正額	211	0	0	0	211	
	補正後の額	2,318	1,324	0	0	994	
<p>○ 事業説明 平成28年度いきいき高齢者クラブ活動支援補助金額確定に伴う返還</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 211 千円</p>							

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

04 目 老人福祉施設費

福祉保健課  
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1287 高齢者生活福祉センター管理運営事務	補正前の額	6,112	0	0	0	6,112	
	補正額	444	0	0	0	444	
	補正後の額	6,556	0	0	0	6,556	
<p>○ 事業説明 高齢者生活福祉センター居住部門管理運営に係る燃料代、見守りの事務量の増による委託料の増額。</p> <p>○ 執行経費 需用費(燃料代) 324 千円 委託料 120 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

02 項 児童福祉費

福祉保健課

01 目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1288 母子父子福祉事務	補正前の額	26,254	8,559	5,500	207	11,988	
	補 正 額	188	0	0	0	188	
	補正後の額	26,442	8,559	5,500	207	12,176	
<p>○ 事業説明</p> <p>平成28年度児童入所施設措置費国庫負担金確定に伴う返還                      平成28年度児童扶養手当給付費国庫負担金確定に伴う返還                      平成28年度鳥取県助産施設等入所措置費負担金確定に伴う返還</p> <p>○ 執行経費</p> <p>償還金利息及び割引料 188 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童入所施設措置費 17,169 円</li> <li>・ 児童扶養手当給付 161,264 円</li> <li>・ 鳥取県助産施設入所措置費 8,584 円</li> </ul>							

03 款 民 生 費

02 項 児童福祉費

福祉保健課

01 目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1291 地域子育て支援事業	補正前の額	33,074	10,562	1,800	11,270	9,442	
	補 正 額	128	0	0	0	128	
	補正後の額	33,202	10,562	1,800	11,270	9,570	
<p>○ 事業説明</p> <p>平成28年度子ども・子育て支援交付金確定に伴う返還(国、県)</p> <p>○ 執行経費</p> <p>償還金利息及び割引料 128 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫交付金 64,000 円</li> <li>・ 県交付金 64,000 円</li> </ul>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

03 款 民 生 費

03 項 生活保護費

福祉保健課

01 目 生活保護総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1506 生活保護総務費	補正前の額	21,202	573	0	0	20,629	
	補 正 額	15,917	0	0	0	15,917	
	補正後の額	37,119	573	0	0	36,546	
<p>○ 事業説明</p> <p>平成28年度生活保護費国庫負担金確定に伴う返還 平成28年度被保護者就労支援事業費国庫負担金確定に伴う返還</p> <p>○ 執行経費</p> <p>償還金利子及び割引料 15,917 千円</p> <p>・生活保護費負担金 15,905,125 円</p> <p>・被保護者就労支援事業負担金 10,899 円</p>							

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

03 目 健康対策費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1302 母子健診相談指導事業	補正前の額	7,982	1,438	600	3,677	2,267	
	補 正 額	88	0	0	0	88	
	補正後の額	8,070	1,438	600	3,677	2,355	
<p>○ 事業説明</p> <p>平成28年度未熟児養育事業国庫負担金確定に伴う返還</p> <p>○ 執行経費</p> <p>償還金利子及び割引料 88 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

04 款 衛生費

04 項 病院費

01 目 病院費

福祉保健課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1306 病院運営事業	補正前の額	325,707	3,172	0	0	322,535	
	補正額	800,000	0	0	0	800,000	
	補正後の額	1,125,707	3,172	0	0	1,122,535	
<p>○ 事業説明</p> <p>日南町病院事業の健全かつ円滑な運営を図るとともに、地域医療を総合的に確保するため、新たに日南町地域医療総合確保基金を新設し積立を行う。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>積立金 <span style="float: right;">800,000 千円</span></p>							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農林課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1516 鳥獣被害対策事業	補正前の額	19,626	13,990	0	1,320	4,316	
	補正額	1,005	412	0	0	593	
	補正後の額	20,631	14,402	0	1,320	4,909	
<p>○ 事業説明</p> <p>イノシシ及びシカについて当初の捕獲見込み頭数(イノシシ200頭・シカ10頭)に対し、捕獲頭数が増加したため(捕獲実績見込み頭数イノシシ275頭・シカ20頭)捕獲奨励金の増額を行う。 また、単町のイノシシ等の侵入防止柵設置事業の増加及び補助金要綱の一部改正により、新たに農地以外の農業用施設用地を保護することも補助対象とする。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>報償費 <span style="float: right;">825 千円</span> 負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">180 千円</span></p> <p>○ 財源</p> <p>有害鳥獣対策事業費補助金(県 1/2) <span style="float: right;">412 千円</span></p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農 林 課

06 目 山村振興費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1168 山村振興一般対策事務	補正前の額	29,705	0	12,000	232	17,473	
	補正額	556	0	0	0	556	
	補正後の額	30,261	0	12,000	232	18,029	
<p>○ 事業説明</p> <p>消防法の改正により、延べ面積に関係なく宿泊施設に自動火災報知設備の設置が義務化され、消防署から是正の指導があった。このため、日南邑、ゆきんこ村のログハウス（各3棟合計6棟）に自動火災報知設備の設置を行う。 また、桜ヶ瀬会館の消火器の詰め替えを行う。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>需用費（建物設備等修繕料） 536 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日南邑ログハウス消防用感知器設置工事 293,976 円</li> <li>・ゆきんこ村ログハウス消防用感知器設置工事 241,920 円</li> </ul> <p>○ 役務費 桜ヶ瀬会館消火器詰替え 20 千円</p>							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

建 設 課

05 目 農地費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1113 農道等維持管理事業	補正前の額	5,964	0	0	0	5,964	
	補正額	6,000	0	0	0	6,000	
	補正後の額	11,964	0	0	0	11,964	
<p>○ 事業説明</p> <p>農道維持工事精査による増額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側溝清掃、影切り倒木処理等による応急処理</li> <li>・法面崩壊による緊急修繕</li> <li>・冬季の積雪による、倒木処理等対応</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <p>工事請負費 6,000 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

05 目 農地費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1114 国土調査事業	補正前の額	170,137	120,000	0	0	50,137	
	補正額	△ 97,500	△ 97,500	0	0	0	
	補正後の額	72,637	22,500	0	0	50,137	
<p>○ 事業説明 国土調査事業費補助金の予算配分減により事業地区を見直したことによる減額</p> <p>○ 執行経費 委託料 業務委託費 △ 97,500 千円</p> <p>○ 財源 国土調査事業費補助金(対象経費の75%) △ 97,500 千円 対象事業費(30,000千円-160,000千円) × 75% = △97,500千円</p>							

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

05 目 林道費

建設課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1187 治山事業	補正前の額	4,000	1,600	0	400	2,000	
	補正額	△ 4,000	△ 1,600	0	△ 400	△ 2,000	
	補正後の額	0	0	0	0	0	
<p>○ 事業説明 鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金の予算配分がなく、本年度の事業を取り止めたことによる皆減</p> <p>○ 執行経費 委託料 測量設計費(飛時原地区) △ 4,000 千円</p> <p>○ 財源 県補助金 単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金 △ 1,600 千円 対象事業費 4,000千円 × 40% = 1,600千円</p> <p>分担金 地元負担金 △ 400 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

08 款 土 木 費

02 項 道路橋梁費

建設課

02 目 道路維持費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1118 道路維持管理事業	補正前の額	314,225	179,196	32,800	1,800	100,429	
	補正額	25,836	△ 4,443	△ 2,400	0	32,679	
	補正後の額	340,061	174,753	30,400	1,800	133,108	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町道維持工事の除雪修繕、地元要望及び台風対応に係る工事請負費の増額</li> <li>・ 除雪車輛の老朽化、増加による整備料金の増、及び、除雪消耗品（チェーン、エッジ）の補充にかかる消耗品費の増額</li> <li>・ 除雪車輛（8 t 級）購入にかかる不用額の減額</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <p>工事請負費 町道維持工事 30,000 千円 必要見込額 50,000千円 - 予算現額 20,000千円</p> <p>需用費 修繕料 1,500千円、消耗品 1,000千円 2,500 千円</p> <p>備品購入費 除雪車輛購入代金 △6,664 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>社会資本整備総合交付金（除雪車輛購入分） △4,443 千円</p> <p>過疎対策事業債（ " ） △2,400 千円</p>							

08 款 土木費

02 項 道路橋梁費

建設課

04 目 橋梁維持費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1120 橋梁維持管理事業	補正前の額	44,469	26,600	13,000	0	4,869	
	補正額	2,300	0	2,300	0	0	
	補正後の額	46,769	26,600	15,300	0	4,869	
<p>○ 事業説明</p> <p>発注を行っている修繕詳細設計において、橋梁の現状把握のため試験項目を追加する必要があるため委託料を増額するもの。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>委託料 2,300 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>過疎対策事業債 2,300 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

08 土木費

05 項 住宅費

建設課

01 目 住宅管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1123 住宅管理事務	補正前の額	5,015	0	0	5,015	0	
	補正額	935	0	0	0	935	
	補正後の額	5,950	0	0	5,015	935	

○ 事業説明

- ・ なごみの里108号室漏水及び冬期の給湯器破損にかかる修繕費の増額
- ・ 空き部屋にかかる上下水道料金の増額(町負担分)
- ・ 新規入居に際のハウスクリーニングや敷地周辺の環境整備を実施し、より良い住環境を提供する。

○ 執行経費

需用費	建物設備修繕料(なごみの里漏水修理等)	270千円
	水道料金(空き部屋の町負担分)	138千円
	下水料金( )	227千円
役務費	町営住宅環境整備費 (ハウスクリーニング、敷地周辺の環境整備等)	300千円

11 款 災害復旧費

01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

01 目 耕地災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1125 耕地災害復旧事業	補正前の額	4,300	0	0	0	4,300	
	補正額	15,000	8,750	0	1,250	5,000	
	補正後の額	19,300	8,750	0	1,250	9,300	

○ 事業説明

台風第18号及び第21号の被害に係る農地及び農業用施設災害復旧事業費

- ・ 台風第18号災害 3件(農地(田) 2件・農業用施設(水路) 1件)
- ・ 台風第21号災害 2件(農地(田) 2件)

○ 執行経費

工事請負費	農地災害復旧事業	7,500千円
	農業用施設災害復旧事業	2,500千円
	台風災害関連復旧事業	5,000千円

○ 財源

農地災害復旧事業補助金	補助対象事業費 7,500千円 × 85%	6,375千円
農業用施設災害復旧事業補助金	補助対象事業費 2,500千円 × 95%	2,375千円
分担金	7,500千円 × 15% + 2,500千円 × 5%	1,250千円



平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

11 款 災害復旧費

01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

02 目 林業災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1461 林道災害復旧事業	補正前の額	5,200	0	0	0	5,200	
	補正額	31,000	14,628	10,600	0	5,772	
	補正後の額	36,200	14,628	10,600	0	10,972	
<p>○ 事業説明 台風第18号及び第21号の被害に係る林道災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風第18号災害 1件 (小熊井谷線)</li> <li>・ 台風第21号災害 2件 (窓山線、船通山線)</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <p>委託料 4,500 千円</p> <p>工事請負費 26,500 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>県補助金 事業費 16,906千円 × 50% (小熊井谷線) 8,453 千円</p> <p>事業費 9,500千円 × 65% (窓山線、船通山線) 6,175 千円</p> <p>災害復旧債 (26,500千円 - 14,628千円) × 90% 10,600 千円</p>							

11 款 災害復旧費

02 項 公共土木施設災害復旧費

建設課

01 目 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1126 公共土木施設災害復旧事業	補正前の額	9,500	0	0	0	9,500	
	補正額	72,800	44,300	22,200	0	6,300	
	補正後の額	82,300	44,300	22,200	0	15,800	
<p>○ 事業説明 台風第18号及び第21号の被害に係る公共土木施設災害復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風第18号災害 6件 (道路4件・河川2件)</li> <li>・ 台風第21号災害 4件 (道路2件・河川2件)</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <p>委託料 5,000 千円</p> <p>工事請負費 道路 36,500 千円</p> <p>河川 30,000 千円</p> <p>公有財産購入費 200 千円</p> <p>補償費 1,100 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>国庫補助金 事業費 66,500千円 × 2/3 44,300 千円</p> <p>災害復旧債 66,500千円 - 44,300千円 22,200 千円</p>							

平成 29 年度 一般会計補正予算(第5号)説明資料

10 款 教 育 費

05 項 社会教育費

教 育 課

01 目 社会教育総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1249 青少年健全育成事業	補正前の額	645	0	0	76	569	
	補 正 額	105	0	0	0	105	
	補正後の額	750	0	0	76	674	
<p>○ 事業説明 日南町スポーツ少年団派遣費補助</p> <p>○ 執行経費 負担金補助金及び交付金 日南町スポーツ少年団派遣費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小早川隆景杯少年野球大会 (広島県三原市) 65 千円</li> <li>・ 中国地区小学生インドアソフトテニス選手権大会 (山口県周南市) 40 千円</li> </ul>							

平成29年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

02 項 高額療養費

住民課

01 目 一般被保険者高額療養費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1081 保険給付事業	補正前の額	56,000	44,920	0	11,080	0	
	補正額	7,300	3,650	0	3,650	0	
	補正後の額	63,300	48,570	0	14,730	0	
<p>○ 事業説明 一般被保険者分高額療養費見込額増による増額</p> <p>○ 執行経費 負担金(保険給付費) 7,300 千円</p> <p>○ 財源 7,300 千円 療養給付費等負担金 2,336 千円 普通調整交付金(国) 803 千円 普通調整交付金(県) 511 千円 前期高齢者交付金 3,650 千円</p>							

04 款 共同事業拠出金

01 項 共同事業拠出金

住民課

01 目 高額医療費拠出金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1089 高額医療費共同事業	補正前の額	20,438	10,218	0	10,220	0	
	補正額	△ 5,479	△ 2,740	0	△ 2,739	0	
	補正後の額	14,959	7,478	0	7,481	0	
<p>○ 事業説明 高額医療費共同事業拠出金見込額の減による減額</p> <p>○ 執行経費 負担金 △ 5,479 千円</p> <p>○ 財源 △ 5,479 千円 高額医療費共同事業負担金(国) △ 1,370 千円 高額医療費共同事業負担金(県) △ 1,370 千円 高額医療費共同事業交付金 △ 2,739 千円</p>							

平成29年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

04 款 共同事業拠出金

01 項 共同事業拠出金

住民課

02 目 保険財政共同安定化事業拠出金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1462 保険財政共同安定化事業拠出金	補正前の額	144,988	0	0	144,988	0	
	補正額	△ 4,085	0	0	△ 4,085	0	
	補正後の額	140,903	0	0	140,903	0	
<p>○ 事業説明 保険財政共同安定化事業拠出金見込額の減額</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 <span style="float:right">△ 4,085 千円</span></p> <p>○ 財源 <span style="float:right">△ 4,085 千円</span> 高額医療費共同事業交付金 <span style="float:right">2,739 千円</span> 前期高齢者交付金 <span style="float:right">△ 6,824 千円</span></p>							

07 款 諸支出金

01 項 償還金及び還付加算金

住民課

03 目 国庫負担金還付金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1094 国庫補助金還付金管理	補正前の額	0	0	0	0	0	
	補正額	1,212	0	0	1,212	0	
	補正後の額	1,212	0	0	1,212	0	
<p>○ 事業説明 平成28年度療養給付費負担金確定による国庫返還金</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料 <span style="float:right">1,212 千円</span> 療養給付費負担金分 <span style="float:right">1,212 千円</span></p> <p>○ 財源 <span style="float:right">1,212 千円</span> 前年度繰越金 <span style="float:right">749 千円</span> 国保財政調整基金繰入金 <span style="float:right">463 千円</span></p>							

平成29年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

07 款 諸支出金

02 項 繰出金

住民課

01 目 病院事業会計繰出金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1096 病院運営整備事業	補正前の額	0	0	0	0	0	
	補正額	2,700	2,700	0	0	0	
	補正後の額	2,700	2,700	0	0	0	
<p>○ 事業説明</p> <p>日南病院の施設整備事業(検査機器更新)に係る特別調整交付金(国)直診施設整備分の交付決定に基づき、交付金を病院事業会計に繰出す</p> <p>○ 執行経費</p> <p>繰出金 2,700 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>特別調整交付金(国)直診施設整備分 2,700 千円</p>							

平成29年度 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)説明資料

02 款 後期高齢者医療広域連合納付金

01 項 後期高齢者医療広域連合納付金

住民課

01 目 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1485 後期高齢者医療広域連合納付金	補正前の額	90,318	0	0	54,250	36,068	
	補正額	958	0	0	0	958	
	補正後の額	91,276	0	0	54,250	37,026	
<p>○ 事業説明</p> <p>保険基盤安定負担金の市区町村軽減額確定による増額</p> <p>○ 執行経費</p> <p>一部事務組合負担金 958 千円</p> <p>保険基盤安定負担金 958 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>一般会計繰入金 958 千円</p>							

## 02 款 病院事業費用

## 11 項 医業費用

日南病院

## 05 目 経費

(単位：千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院事業経費	補正前の額	168,010	0	0	0	168,010	
	補正額	3,247	0	0	0	3,247	
	補正後の額	171,257	0	0	0	171,257	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 経費</p> <p>    消耗備品費                    436 千円            マットセンサー等購入</p> <p>    光熱水費                      607 千円            灯油代値上</p> <p>    修繕費                          929 千円            冷温水ポンプ修繕</p> <p>    委託料                          1,275 千円          X線装置保守</p>							

## 02 款 病院事業費用

## 12 項 医業外費用

日南病院

(単位：千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院事業医業外費用	補正前の額	16,123	0	0	0	16,123	
	補正額	△ 369	88	0	0	△ 457	
	補正後の額	15,754	88	0	0	15,666	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 支払利息及び企業債取扱諸費</p> <p>    利率見直しによる減額            △ 369 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>    補助金</p> <p>        鳥取県療養環境整備費補助金                                    88 千円</p>							

平成29年度日南町病院事業会計（資本的収支）補正予算（第1号）説明資料

01 款 資本的支出

01 項 建設改良費

日南病院

01 目 病院施設改良費

(単位：千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
病院施設改良事業	補正前の額	5,700	0	0	0	5,700	
	補正額	300	0	0	0	300	
	補正後の額	6,000	0	0	0	6,000	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 委託料</p> <p>屋上防水工事監理業務委託</p>							300 千円

01 款 資本的支出

02 項 企業債償還金

日南病院

01 目 企業債償還金

(単位：千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
企業債償還金	補正前の額	117,716	0	0	0	117,716	
	補正額	157	0	0	0	157	
	補正後の額	117,873	0	0	0	117,873	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 企業債元金償還</p> <p>利率見直しの借り換えによる償還額の増</p>							157 千円
<p>平成19年発行医師住宅分 38,200千円</p> <p>平成25年発行過疎医療機器分 14,200千円</p>							165 千円 △ 8 千円

01 款 資本的支出

04 項 他会計繰出金

日南病院

01 目 一般会計繰出金

(単位：千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
一般会計繰出金	補正前の額	0	0	0	0	0	
	補正額	800,000	0	0	0	800,000	
	補正後の額	800,000	0	0	0	800,000	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 一般会計繰出金</p> <p>基金創設のため未処分利益剰余金を一般会計に繰出す</p>							800,000 千円
<p>平成28年度末未処分利益剰余金残高</p>							1,572,141 千円